

滋賀県、株式会社 CAMPFIRE およびアインズ株式会社との産業振興等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、株式会社 CAMPFIRE（以下「乙」という。）およびアインズ株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の発展に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙がそれぞれ有する情報、ネットワーク、ノウハウなどの経営資源を有効に活用し、相互に連携して取組を進めることにより、滋賀県内（以下「県内」という。）の産業の振興発展および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、乙が提供するクラウドファンディングサービスを利用し、丙が運営するFAAVOしがに関する事項について、連携し、協力する。

- (1) 県内企業等の販路拡大の支援に関すること
- (2) 県内企業等の新たな事業展開の支援に関すること
- (3) 起業・創業の支援に関すること
- (4) その他甲、乙および丙が協議し合意した事項

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容および実施方法は、甲、乙および丙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙および丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙および丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙および丙は、本協定第2条第1項各号の連携協力により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙および丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月2日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日不送

乙 東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル5F
株式会社 CAMPFIRE
代表取締役

家入真

丙 滋賀県蒲生郡竜王町鏡2291番地3
アインズ株式会社
代表取締役

大森七幸